

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案新旧対照条文

目 次

刑法（明治四十年法律第四十五号）	1
刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）	3
裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）	4

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案新旧対照条文

刑法（明治四十年法律第四十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（労役場留置）</p> <p>第十八条 罰金を完納することができない者は、一日以上二年以下の期間、労役場に留置する。</p> <p>2 科料を完納することができない者は、一日以上三十日以下の期間、労役場に留置する。</p> <p>3 罰金を併科した場合又は罰金と科料とを併科した場合における留置の期間は、三年を超えることができない。科料を併科した場合における留置の期間は、六十日を超えることができない。</p> <p>4 罰金又は科料の言渡しをするときは、その言渡しとともに、罰金又は科料を完納することができない場合における留置の期間を定めて言い渡さなければならぬ。</p> <p>5 罰金については裁判が確定した後三十日以内、科料については裁判が確定した後十日以内は、本人の承諾がなければ留置の執行をすることができない。</p> <p>6 罰金又は科料の一部を納付した者についての留置の日は、その残額を留置一日の割合に相当する金額で除して得た日数（その日数に一日未満の端数を生じるときは、これを一日とする。）とする。</p> <p>（削る）</p>	<p>（労役場留置）</p> <p>第十八条 （同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>3 （同上）</p> <p>4 （同上）</p> <p>5 （同上）</p> <p>6 罰金又は科料の言渡しを受けた者がその一部を納付したときは、罰金又は科料の全額と留置の日数との割合に従い、納付した金額に相当する日数を控除して留置する。</p> <p>7 留置の執行中に罰金又は科料の一部を納付したときは、その金額を、前項の割合で、残りの日数に充てる</p>

(削る)

(公務執行妨害及び職務強要)

第九十五条 公務員が職務を執行するに当たり、これに對して暴行又は脅迫を加えた者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(業務上過失致死傷等)

第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

2 (略)

(窃盗)

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

8| 留置一日の割合に満たない金額は、納付することができない。

(公務執行妨害及び職務強要)

第九十五条 公務員が職務を執行するに当たり、これに對して暴行又は脅迫を加えた者は、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

2 (略)

(業務上過失致死傷等)

第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

2 (略)

(窃盗)

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役に処する。

刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）

改正案	現行
<p>第四百六十一条 簡易裁判所は、検察官の請求により、その管轄に属する事件について、公判前、略式命令で、百万円以下の罰金又は科料を科することができる。この場合には、刑の執行猶予をし、没収を科し、その他付随の処分をすることができる。</p>	<p>第四百六十一条 簡易裁判所は、検察官の請求により、その管轄に属する事件について、公判前、略式命令で、五十万円以下の罰金又は科料を科することができる。この場合には、刑の執行猶予をし、没収を科し、その他付随の処分をすることができる。</p>

改正案	現行
<p>第三十三条（裁判権） 簡易裁判所は、次の事項について第一審の裁判権を有する。</p> <p>一 訴訟の目的の価額が百四十万円を超えない請求（行政事件訴訟に係る請求を除く。）</p> <p>二 罰金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪又は刑法第百八十六条、第二百五十二条若しくは第二百五十六条の罪に係る訴訟（第三十一条の三第一項第四号の訴訟を除く。）</p> <p>・（略）</p>	<p>第三十三条（裁判権） 簡易裁判所は、次の事項について第一審の裁判権を有する。</p> <p>一 訴訟の目的の価額が百四十万円を超えない請求（行政事件訴訟に係る請求を除く。）</p> <p>二 罰金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪、刑法第百八十六条の罪、同法第二百三十五条の罪若しくはその未遂罪又は同法第二百五十二条若しくは第二百五十六条の罪に係る訴訟（第三十一条の三第一項第三号の訴訟を除く。）</p> <p>・（略）</p>